



すくすく  さくら
(佐倉市こども計画)

概要版

令和7年3月
佐倉市

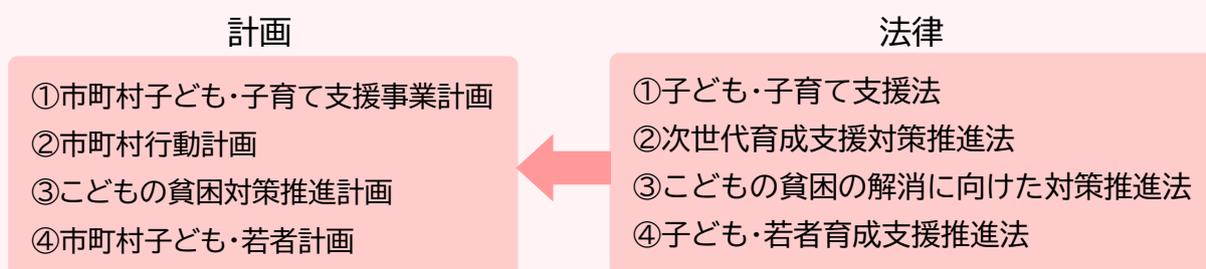
1 計画の策定にあたって (P.1~)

(1) 計画策定の背景

令和5年4月、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定された「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども施策を総合的に推進するための基本方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。佐倉市こども計画(以下、「本計画」という。)は、社会情勢や国の動向を踏まえ、妊娠から出産、育児を経て、生まれた子が成長して大人になるまでの切れ目のない支援を一体的に計画したものです。

(2) 計画の位置づけ

こども基本法やこども大綱、千葉県こども計画を勘案して策定しました。本計画は、下記のとおり、各法律に基づく計画を包含しています。また、第5次佐倉市総合計画を上位計画として、佐倉市の各種関連計画と整合を図っています。



(3) 計画の対象

本計画は、すべてのこどもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。
なお、本計画における「こども」は、年齢により区切るものではなく、こども基本法の趣旨に鑑み、「心身の発達の過程にある者」を広く含んだ概念とします。
また、本計画における「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満)及びポスト青年期(青年期を過ぎ、40歳未満)の者とします(以下、本計画では、青年期とはポスト青年期を含めたものとします。)

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、青少年の健全育成に係る関係機関や有識者で構成される「佐倉市青少年問題協議会」からも学童期・思春期、青年期等に対する意見を聴取するとともに、市役所の関係各課で構成する「佐倉市こども計画庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

さらに、令和6年5月~6月に実施したこども・子育て支援に係るニーズ調査結果や令和6年8月~10月に実施した高校生ワークショップ、令和7年2月~3月に実施したパブリックコメントなど広く市民の方の意見をお聞きして策定しました。

2 佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題より抜粋 (P.34～)

① 保護者の働き方について

就学前から中学生までの保護者の就労状況に関する調査では、父親の大多数がフルタイム勤務かつ育休等を取得していないことが明らかになりました。一方、母親は就労形態が多様であり、特に就学前児童・小学生の母親ではフルタイム就労の割合が前回調査より10ポイント以上増加しています。中学生の母親では、パート・アルバイト勤務が最も多くなっています。こうした背景から、保育や一時預かりなどの需要は今後も増加が見込まれますが、少子化の影響で利用児童数の減少も予測されるため、地域の実情を踏まえた柔軟な教育・保育体制の整備が求められています。

② こどもの育ちをめぐる環境について

子育てに関する相談相手や場所が「いる／ある」と回答した保護者は、就学前から中学生までのいずれの層でも8割以上にのぼります。就学前児童の保護者では「祖父母等の親族」や「保育士」、小・中学生の保護者では「友人や知人」が主な相談相手となっています。

一方で、公的機関への相談割合は低く、困難を抱える家庭の状況を行政が把握するには、公的相談窓口の利用促進とその周知が課題です。また、保護者の悩みは成長段階によって異なり、幼児期には自己実現や健康に関する不安、小・中学生期には教育や進路に関する悩みが中心となっており、それぞれに応じた支援体制の整備と情報提供の強化が求められています。



③ ヤングケアラーについて

小学生では、ヤングケアラーについて「知らない」と答えた割合が73.0%と高く、中学生では45.7%、青少年で24.3%となっています。年齢が上がるにつれて認知度が高くなり、内容も知っている割合が増えています。特に、小・中学生における周知が必要となっています。

④ こどもの権利について（保護者・こども本人）

保護者を対象としたアンケートでは、「子どもの権利条約」について「言葉も内容も知っている」と答えた割合は就学前児童の保護者で41.3%と最も高く、小・中学生の保護者では「言葉だけは聞いたことがある」が最も高くなりました。いずれも内容まで理解している層は50%未満であり、こども基本法の理念実現にはさらなる周知が求められています。



小・中学生本人の認知度は比較的高く、中学生では64.9%が内容まで知っていると回答しています。また、外国にルーツを持つこどもについては、小・中学生ともに一定数「いる」と回答しており、困りごととして「授業の理解」や「文化・生活への適応」が挙げられています。今後は、子どもの権利に関する啓発の強化とともに、多様な背景を持つこどもたちへの支援体制の充実が重要です。

3 計画の基本的な考え方 (p.39～)

(1) 計画の基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

こどもどもんなか 佐倉
のびのび育ち、笑顔咲く

「こどもどもんなか」は、「こどもまんなか」に「ど」を加えて、「よりこどもを中心に考えていく」、「より子育てをサポートしていく」という思いを表現しています。

サブタイトルの「のびのび育ち、笑顔咲く」は、ワークショップで高校生たちが重要視していた言葉です。「自由にのびのびと成長でき、笑顔が咲き誇るまち」という子育て・子育ての理想を表現しています。

また、基本理念は、子育て支援推進委員会での議論を経て決定しましたが、こどもの「やりたい」が実現できること、こどもたちを「みんなで育てていく」こと、すべてのこどもが「ひとりひとり」幸せになれる、そういった願いも込められています。

こども基本法の理念に則り、こどもの権利や尊厳を守り、笑顔や希望に満ちたウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)の達成を目指すという強い思いが込められています。



※「高校生ワークショップ」の様子(市内在住・在学の高校生)

(2) 計画の基本目標

こどもは、妊娠・出産・乳幼児期・学童期・思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、置かれた環境にも大きく依存し、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、本計画では、ライフステージを通して切れ目のない支援ができるよう、4つの基本目標を設定しました。

① こどもの誕生前から幼児期まで

安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行い、相談機関の充実や保護者同士の交流を通じて孤立を防ぎ、支援が必要な家庭を早期に発見・対応できる体制を整えます。

② 学童期・思春期

いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

安心・安全なこどもの居場所づくりやこどもの人権に関する啓発を推進します。

また、こどもが、豊かな心を育むことができ、自己肯定感を高め、環境の制約なく進路等を選択できるよう支えていきます。

③ 青年期

こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

ひきこもりの状態にある方も社会参加ができるようなサポート体制を強化します。

また、結婚を希望する人々へ、出会いや結婚に向けた支援を行います。

④ ライフステージを通じたもの

こども・若者を温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち

困難な状況にあるこども・若者やその家族を、福祉・保健・教育の各分野でライフステージを通じて包括的に支援し、地域の支援力を高めながら、「こどもまんなか」社会の実現を目指します。

(3)計画の体系

この図は、取り組んでいくことをこどものライフステージ順でならべたものです。佐倉市は、こどものライフステージそれぞれの時期で、必要なサポートを行っていきます。

基本目標3 青年期

こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

【基本方針】

- (1) 社会参加・更正活動への支援
- (2) 就労及び結婚を希望する方への支援

基本目標4 ライフステージを通じたもの

こども・若者を温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち

【基本方針】

- (1) 困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援
- (2) 家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大
- (3) すべてのこども・若者が広く活躍できる機会づくり
- (4) こどもの貧困対策

基本目標2 学童期・思春期

いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

【基本方針】

- (1) こどもの居場所づくり
- (2) こどもの生きる力と豊かな心を育む
- (3) 社会を生き抜く力の育成
- (4) こども・若者の健康と安全の確保

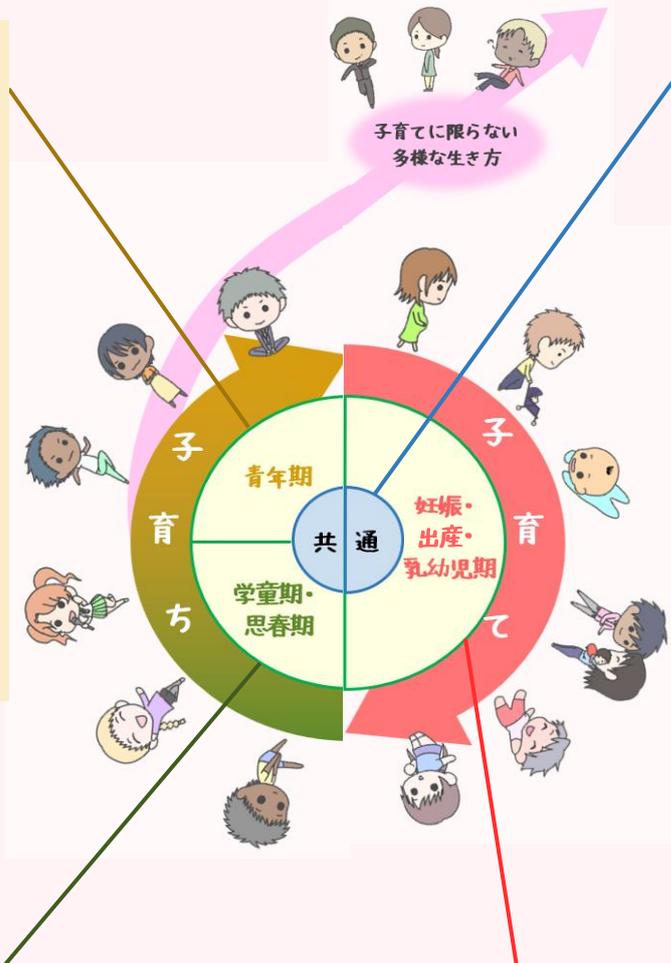
基本目標1

こどもの誕生前から幼児期まで

安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

【基本方針】

- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2) 教育・保育環境の整備・充実
- (3) すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実



(4) 施策の体系

- 基本目標毎に推進していく方針を設定しています。
- 基本方針毎に重点的に進めていく施策を設定しています。

基本方針		施策	
基本目標1	1 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	1 相談支援体制を充実させます。 重点	
		2 妊娠前から妊娠・出産・乳幼児期までの切れ目のない母子保健事業を推進します。	
		3 安心できる小児医療の体制を維持します。	
		4 安心して外出できる環境を整備します。	
	2 教育・保育環境の整備・充実	5 子育てを楽しめるよう交流・相談の場を充実させます。 重点	
		6 質の高い教育・保育を提供します。	
		7 仕事と子育ての両立を支援します。	
	3 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実	8 児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。 重点	
		9 子育て世帯に対する経済的な支援を充実します。	
		10 ひとり親家庭に対する支援を充実します。	
		11 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援を充実します。	
基本目標2	1 こどもの居場所づくり	12 安全・安心なこどもの居場所づくりを推進します。 重点 (ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる)	
	2 こどもの生きる力と豊かな心を育む	13 こどもの権利についての理解の促進を図ります。 重点	
		14 こどもの心を育てる取組を推進します。	
		15 こどもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。	
		16 家庭教育を推進します。	
	3 社会を生き抜く力の育成	17 多様で自由な体験活動を推進します。 重点	
		18 確かな学力の向上を図ります。	
		19 スポーツ・文化・芸術活動を推進します。	
		20 こども・若者の社会参加を促進します。	
	4 こども・若者の健康と安全の確保	21 いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。 重点	
		22 健康維持・体力向上を目指すとともに食育と規則正しい生活習慣を推進します。	
		23 非行の発生を抑制し、安全な環境づくりを推進します。	
	基本目標3	1 社会参加・更正活動への支援	24 ひきこもりの状態にある方を支援します。 重点
2 就労及び結婚を希望する方への支援		25 若者の社会参加の促進や、立ち直りへの支援の充実を図ります。	
		26 出会いや結婚に向けた支援の充実を図ります。 重点	
基本目標4	1 困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援	27 若者の就労支援の充実を図ります。	
		28 特別な支援や配慮が必要なこども・若者への支援を推進します。 重点	
		29 自殺対策を推進します。	
	2 家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大	30 こどもの養育について支援が必要な家庭への援助を行います。	
		31 地域教育力の向上を図ります。 重点	
		32 地域における子育て支援の充実や地域のボランティア団体との交流を推進します。	
	3 すべてのこども・若者が広く活躍できる機会づくり	33 青少年育成活動の充実を図ります。	
		34 こどもまんなか社会を推進します。 重点	
	4 こどもの貧困対策	35 外国人への支援や、人権、男女平等参画への意識を醸成します。	
			本編p.79を参照

4 5年後の目標 (P.51～)

○ 5年後に目指す姿が達成されているかを測るため、基本目標ごとに指標を設定しています。

指標	現状	目標(R11)
基本目標1 安心して子どもを産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち		
(1)妊娠から子育てまでの切れ目のない支援		
妊娠、出産について満足している人の割合	87.0%	増加
赤ちゃんの駅認知率	24.9%	50.0%
(2)教育・保育環境の整備・充実		
結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている	11.4%	52.2%
子どもとの時間を充分に取れていない人の割合	22.4%	減少
(3)すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実		
体罰等によらない子育てをしている親の割合(3歳児)	70.0%	増加
子ども・若者に関する経済的支援が必要だと感じている人の割合	58.0%	減少
障害のある子ども・若者の地域社会への参加などが推進されていると思う人の割合(就学前保護者)	8.0%	増加
基本目標2 いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち		
(1)子どもの居場所づくり		
家庭、学校以外で安心して過ごせる場所の割合	42.3%	増加
子どものために自然の中での体験活動ができている人の割合	38.8%	増加
(2)子どもの生きる力と豊かな心を育む		
子どもの権利条約を知っている人の割合(小学生・中学生)	30.8%	増加
心配事や悩みを相談できる人がいない割合(中学生)	8.7%	減少
(3)社会を生き抜く力の育成		
学習状況調査の平均正答率(基礎学力)	82.1%	90.0%
自己肯定感(自分にはよいところがあると思うと答えた人の割合)の向上	81.0%	83.0%
子どもや若者の遊びや体験活動の機会や場が充分にあると思う人の割合	12.5%	増加
(4)子ども・若者の健康と安全の確保		
学校が楽しいと感じる、児童・生徒の割合	90.4%	94.0%
インターネットを利用して嫌な思いをしたことがある人の割合	8.2%	減少
基本目標3 子ども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち		
(1)社会参加・更生活動への支援		
ひきこもりの状態にある方への訪問支援件数	—	100件
子ども・若者いけんばらすさくら人数	—	20人
子ども・若者からの意見聴取回数	3回	4回
(2)就労及び結婚を希望する方への支援		
結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合(青少年)	10.6%	48.7%
基本目標4 子育てを温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち		
(1)困難な状況を有する子ども・若者やその家族への支援		
障害のある子ども・若者などの地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されていると思う人の割合	9.0%	増加
(2)家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大		
学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合	25.5%	26.9%以上
今住んでいる地域で今後も子育てしていきたい人の割合(小・中学生保護者)	39.8%	増加
(3)すべての子ども・若者が広く活躍できる機会づくり		
子どもまんなか社会の実現に向かっていると回答した人の割合	3.8%	増加
子どもは権利の主体であると思う人の割合	44.8%	増加
自分には自分らしさがあると思う人の割合(青少年)	61.1%	増加
(4)子どもの貧困対策 P.8に掲載		

5 佐倉市こどもの貧困対策計画 (P.79~)

子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、こどもの貧困対策について4つの類型に分類し、こどもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。

(1)教育の支援

貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講じていきます。

①学校を中心とした教育支援



重点

学校における教育相談の充実、日本語適応事業の実施

②教育や学習機会均等の推進



重点

こどもの学習・生活支援事業、学校外における学習支援の充実に向けた検討

(2)生活の支援

貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し、必要な施策を講じていきます。

①保護者の生活支援



重点

生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業

②こどもの生活支援



重点

自然を活かした親子の居場所づくり事業、こども食堂等との連携事業

③ヤングケアラーへの生活支援



重点

ヤングケアラーへの相談支援、ヤングケアラーの周知

(3)保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

①保護者に対する就労支援



重点

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練給付金、仕事と生活の両立を支援する研修

②経済的な支援



重点

児童扶養手当の適切な支給、ひとり親家庭等医療費等助成、子ども医療費助成

(4)支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要なこどもをつなぐ体制の整備と、相談窓口の周知を図っていきます。

①相談窓口の充実



重点

こども家庭センター、ひとり親家庭における相談の充実

②支援人材の育成



重点

こども家庭センター相談員、幼稚園教諭、保育士、教職員等の資質向上

③社会全体でのこども支援と連携体制の構築



重点

支援につなぐガイドブック等の作成の検討

6 子ども・子育て支援施策 (P.101～)

(1) 子ども・子育て支援制度の事業体系

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育の提供、地域における子育て支援の施策が位置づけられています。事業としては、子どものための教育・保育給付、子育てのために施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業(20事業)、仕事・子育て両立支援事業があります。各事業の量の見込みは、こども・子育て支援に係る地域の特徴や利用実績等を踏まえながら推計し、それに対応するための確保量を定めました。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 教育・保育の提供

		1号		2号	3号		
		1号認定 こども	教育利用 希望の強い 2号	2号認定 こども	3号認定こども		
					2歳	1歳	0歳
令和7年度	量の見込み(人)	1,027	397	1,362	462	416	201
	確保方策(人)	2,444		1,504	482	409	203
令和8年度	量の見込み(人)	1,003	396	1,355	456	407	197
	確保方策(人)	2,234		1,507	488	415	208
令和9年度	量の見込み(人)	969	393	1,313	445	400	193
	確保方策(人)	2,234		1,507	488	415	208
令和10年度	量の見込み(人)	950	392	1,318	437	393	190
	確保方策(人)	2,234		1,507	488	415	208
令和11年度	量の見込み(人)	934	391	1,297	428	388	185
	確保方策(人)	2,234		1,507	488	415	208

② 地域子ども・子育て支援事業の提供

実費徴収に係る補足給付を行う事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

単位は()内に記載

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業(人)	量の見込み	857	849	830	829	818
	確保量	2,239	2,259	2,259	2,259	2,259
放課後児童健全育成事業(学童保育)(人)	量の見込み	1,733	1,632	1,566	1,517	1,471
	確保量	1,940	1,970	1,970	1,970	1,970

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
子育て短期支援事業 (日)	量の見込み	56	56	56	56	56	
	確保量	718	718	718	718	718	
地域子育て支援拠点 事業(組)	量の見込み	14,976	14,976	14,976	14,976	14,976	
	確保量	29,280	29,280	29,280	29,280	29,280	
一時預かり事業	①幼稚園型 (幼稚園・ 認定こども 園)(人)	量の見込み	30,241	30,241	30,241	30,241	30,241
		確保量	90,913	90,684	89,997	89,768	89,539
	②一般型 (人)	量の見込み	9,197	11,665	11,665	11,665	11,665
		確保量	10,800	13,680	13,680	13,680	13,680
病児保育事業(人)	量の見込み	250	380	400	400	400	
	確保量	2,430	3,240	3,240	3,240	3,240	
ファミリーサポート センター事業(件)	量の見込み	4,745	5,475	5,475	5,475	5,475	
	確保量	6,372	6,372	6,372	6,372	6,372	
利用者支援事業	①基本型(件)	量の見込み	3,520	3,900	4,420	4,680	4,680
		確保量	2,860	4,420	4,680	5,460	5,460
	②こども家庭 センター型 (件)	量の見込み	847	847	847	847	847
		確保量	847	847	847	847	847
乳児家庭全戸訪問事 業(新生児訪問・こ んには赤ちゃん訪問 事業)(人)	量の見込み	752	736	720	707	693	
	確保量	752	736	720	707	693	
妊婦健康診査事業 (枚)	量の見込み	8,904	8,712	8,520	8,364	8,196	
	確保量	8,904	8,712	8,520	8,364	8,196	
養育支援訪問事業 (件)	量の見込み	294	294	294	294	294	
	確保量	294	294	294	294	294	
子育て世帯訪問支援 事業(件)	量の見込み	73	73	73	73	73	
	確保量	73	73	73	73	73	
妊婦等包括相談支援 事業(件)	量の見込み	1,781	1,742	1,704	1,673	1,639	
	確保量	1,781	1,742	1,704	1,673	1,639	
乳児等通園支援事業 (人/月)	量の見込み		55	54	53	51	
	確保量		24	76	76	76	
産後ケア事業(人)	量の見込み	356	348	341	335	328	
	確保量	356	348	341	335	328	

7 計画の実現のために (P.159～)

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校などの意見や、こども大綱の理念を踏まえ、こども・若者の意見を反映させるなど、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

(2) 計画の進捗管理

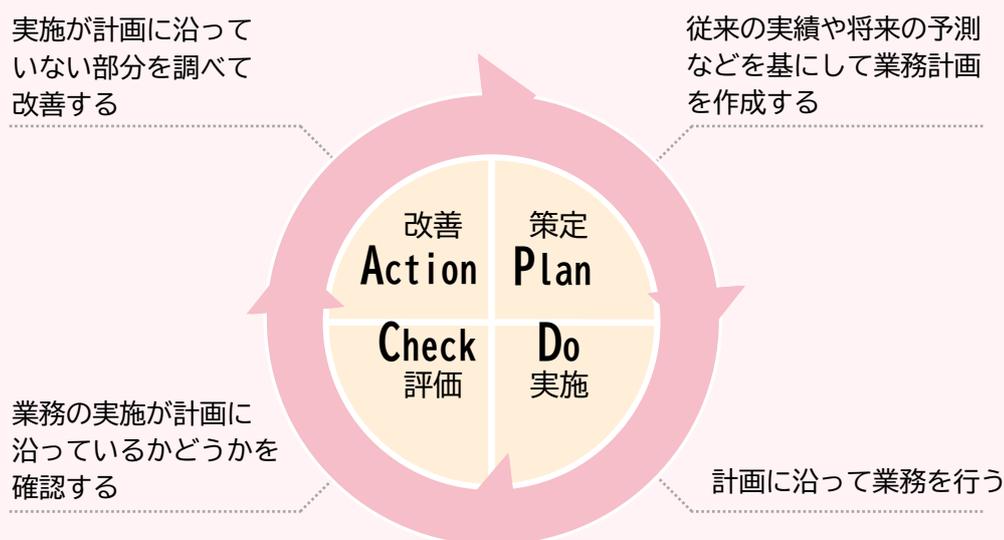
本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」及び「佐倉市青少年問題協議会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

なお、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、こどもの意見聴取を行いながら、PDCAサイクルによる効率的な進捗管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ





すくすく  さくら 【概要版】

(佐倉市こども計画)

令和7年3月

発行：佐倉市こども支援部こども政策課
〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL: 043-484-6139

FAX: 043-486-2118